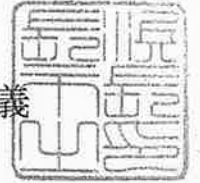




長財第94号  
令和4年11月10日

長浜市議会議長 松本 長治 様

長浜市長 浅見 宣義



### 市議会議員活動に関する申し入れ

押谷與茂嗣長浜市議会議員が、令和4年長浜市議会定例会令和4年10月20日総務教育常任委員会の休憩中及び終了後に、副市長及び本市職員に発した言動の事案は、本市に対する押谷與茂嗣議員のこれまでの言動の経緯から、下記の2件(2と3)と認識する。他に同様の事案がある(下記1)。

これらは、長浜市議会基本条例(平成25年9月5日条例第25号)第4条第2項、また、長浜市議会議員政治倫理条例(平成18年2月22日条例第214号)第3条第1項から第3項に反する行為であり、議員の立場を背景にした本来の議員活動から逸脱した非行であり、自己等の利益のみを図り、また、市職員に対し精神的な打撃を与えるものとする。

については、地方自治の適正な運営のため、市議会において徹底的に調査され、令和4年10月31日付け長議第189号議会運営に関する申し入れについて(回答)にあるように、市議会議員の綱紀粛正の徹底を図られたい。

記

## 1 妙高市との樹木相互贈呈事案

長浜市と災害応援協定を締結している妙高市との間において、本市からの要請はもとより、本市との相談やその同意が全く無いにもかかわらず、押谷與茂嗣議員は、令和4年3月から4月にかけて、独断で樹木の相互贈呈について妙高市と協議を行い、ひいては行政手続を全く踏まずに贈呈を強引に進めた。

この行為に関して、市長と相談の上、是正を求める防災危機管理局の担当者に対して、押谷與茂嗣議員は、大声で「何でも市長に相談するのはあかん。」「市長が死ぬというたら死ぬんか。忠犬ハチ公か。」「あほしゃべてな、市長のかばん持ちか。」「6月議会で徹底的にやったるぞ。」などの暴言を吐いたり脅したりする言動をとったため、当該職員は数日間夜も眠れず体調不良となった。

これら押谷與茂嗣議員の一連の行為は、議員活動や議員の権限を明らかに逸脱しており、行政過程を歪め、本市と妙高市との交流に混乱を生じさせるものであったのみならず、対応した市職員に対する暴言や脅しにより当該職員に体調不良の結果をもたらしたものであり、いずれも実害を生じさせた言語道断の行為であり、議会に対し強く是正を求める。

## 2 公有財産の財産収入事案

令和3年長浜市議会12月定例会に提案し、令和3年12月21日可決議決された、議案第122号令和3年度長浜市一般会計補正予算(第8号)及び議案第159号財産の処分について、押谷與茂嗣議員は、公有財産の滋賀県への財産売却収入63,022,190円が、自らの議員活動により、本市が財産収入の形で利益を得たかのように主張し、令和3年11月から令和4年10月にかけて、総務部の担当職員に対し、その利益の配分及び感謝の意思表示を執拗に求めた。

担当職員が押谷與茂嗣議員の要求に応じられない旨回答したため、押谷與茂嗣議員は、担当職員に対し、「委員会です。ケツの毛まで抜いたる。」「一般的に、もうけた分の1割はお礼をするものや。」「だれのおかげで、〇〇〇〇(役職名)になれたと思ってるんや。」などの暴言を吐いたり脅したりする言動をとった。なお、押谷與茂嗣議員は、令和4年10月20日の総務教育常任委員会の休憩中にも、6,300万円の件に触れている。

これら押谷與茂嗣議員の一連の行為は、議員活動や議員の権限を明らかに逸脱しており、自己等の利益を図るため、担当者に暴言を吐いたり脅したりしたものであり、いずれも言語道断の行為であり、議会に対し強く是正を求める。

### 3 防災行政無線中継局設備用地事案

長浜市と土地使用貸借契約(始期は平成11年6月10日)を締結している押谷與茂嗣議員所有の防災行政無線中継局設備用地(契約期間満了は令和7年9月10日)について、契約上、本市に中継局の撤去義務がないにもかかわらず、押谷與茂嗣議員は、防災危機管理局の担当者に対し、令和4年9月13日以降、繰り返し「中継局を撤去せよ」「今月(同年10月)中にスケジュールを提出せよ」などと要求した。これに対し、撤去を拒み、妥協案として将来の賃貸借契約に切り替えることなどを提案する担当者に対し、押谷與茂嗣議員は、中継局と無関係の議員個人の事業に関する要求をしたり、撤去費用8億円の10パーセントとして8,000万円の支払を要求したりするなどした。

さらに、押谷與茂嗣議員はその要求に応じない職員に対し、暴言で威嚇し、最終的には、担当者が相談していた副市長に対し、令和4年10月20日、暴行をして威嚇するに至った(同日の副市長に対する「あれほてどけよいよ早いこと」の発言は、中継局の撤去を要求するものである。)。なお、押谷與茂嗣議員は、同月21日、市長から市議会議長宛てに「議会運営に関する申し入れ」2通が提出されたにも関わらず、その後も担当者と接触し、同月31日には、本件については弁護士に委任するため直接本市への連絡は控えてもらうよう申し入れたにもかかわらず、同日夕刻に担当者に接触を試みることでした。

これら押谷與茂嗣議員の一連の行為は、議員活動や議員の権限を明らかに逸脱

しており、自らの利益を図るため、本市に法的義務のない事柄について、担当者を威嚇したり、副市長に暴行による威嚇を行ったものであり、いずれも言語道断の行為であり、議会に対し強く是正を求める。